

契約担当官
航空自衛隊西部航空警戒管制団
会計隊長 村上 敬樹



公 告

下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

件名(品名)	履行場所	履行期間	備考
定期の健康診断 外8品目	航空自衛隊春日基地	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日	

2 入札方式 : 一般競争入札

3 入札日時 : 令和6年3月22日 15時00分 ~

4 入札場所 : 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊 入札室

- 5 入札参加資格 :
- (1) 予算決算及び会計令(昭22勅165)第70条の規定に該当する者でないこと。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令(昭22勅165)第71条の規定に該当する者でないこと。
 - (3) 次の資格を付与されていること。

ア 資格 全省庁統一資格
イ 年度 令和04・05・06
ウ 種別 役務の提供等
エ 地域 九州沖縄
オ 等級 A B C D

- (4) 防衛省 防衛装備府長官 から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省 防衛装備府長官 が認めた場合には、この限りではない。

- 6 保証金 :
- (1) 入札保証金 : 予算決算及び会計令(昭22勅165)第77条第1項第2号により免除
 - (2) 契約保証金 : 予算決算及び会計令(昭22勅165)第100条の3第3号により免除

7 入札方法 : 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる)をもって、申込みがあったものとする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2名以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

- 8 入札の無効 :
- (1) 第5項に示す入札参加資格がない者のした入札
 - (2) 入札に関する条件(入札及び契約心得並びに本公告等に示された条件等)に違反した入札

9 契約書等の作成 :

有

10 適用する契約条項 :

航空自衛隊標準契約(請書)条項 委託契約条項 及び適用契約条項 外

11 契約条項を示す場所

航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊 事務室

12 その他の

- (1) 代理による入札参加は、「委任状」及び代理者の印鑑を持参するものとする。
- (2) 入札参加希望者は、入札開始前までにFAX等により「資格審査結果通知書」の写しを提出するものとする。その際、下記問い合わせ先に到着の有無を確認するものとする。
- (3) 郵便等による入札の場合は、郵便の遅延等による事故を防止し、入札に万全を期すため、努めて入札日の前日(土、日及び祝日を含まない)までに到着するよう、配達記録を有する手段により郵送すること。その際、送付する封筒の表側に「入札件名 ○月○日○〇〇〇〇の入札書在中」と明記するとともに、事前に下記の担当者まで電話で連絡すること。
- (4) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を徴収することとする。
- (5) 郵便入札の可否 可

13 問い合わせ先

航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊契約班
担当者 新村 電話番号 092-581-4091

FAX番号 092-571-5594

入札書

令和 6年 3月 22日

申込者住所
会社名
代表者職位氏名

履行期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	履行場所	航空自衛隊春日基地			
品名(件名)	規格	単位	予定数量	単価	金額	備考
定期の健康診断 外8品目	内訳書のとおり					
	一 以 下 余 白 一					
入札金額 ¥						
備考(辞退理由等)						

内 訳 書

No.	品名(件名)	規 格	単位	予定 数量	単価	金額	備 考
1	定期の健康診断	仕様書のとおり 身体測定(身長、体重、BMI、腰围)	件	1,600			
2	定期の健康診断	仕様書のとおり 尿検査	件	1,600			
3	定期の健康診断	仕様書のとおり 血圧	件	1,400			
4	定期の健康診断	仕様書のとおり 視力検査	件	1,600			
5	定期の健康診断	仕様書のとおり 結核検診	件	1,600			
6	定期の健康診断	仕様書のとおり 心電図検査	件	1,400			
7	定期の健康診断	仕様書のとおり 血液検査(生化学検査)	件	1,400			
8	定期の健康診断	仕様書のとおり 血液検査(血算検査)	件	1,400			
9	定期の健康診断	仕様書のとおり 歯科検診	件	1,600			
		一 以 下 余 白 一					
	計						

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	定期の健康診断		
	西警司LPS-X00081		
	承認	令和6年 2月27日	
	作成	令和6年 2月13日	
	改正	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	西部航空警戒管制団	
		基地業務群衛生隊	

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊春日基地が依頼する定期の健康診断（以下「役務」という。）について規定する。

1.2 履行場所

航空自衛隊春日基地

1.3 関連文書

関係諸法令及び地方公共団体等の関係各条令並びに規則類

2.1 全般

- a) 本契約に関する全責任は、契約相手方が有する。
- b) 本役務の実施日は契約締結から6月までの間にて10～12日間を基準とし、具体的な日程については調整によるものとする。
- c) 本役務は1日あたり最大100～120名を基準とし、別紙に示す検診番号（1）～（8）は1日で実施するものとする。
- d) 本役務は契約相手方の検診車及び航空自衛隊春日基地衛生隊（以下「官側」という。）の指定する場所において実施するものとする。

2.2 役務に関する要求

- a) 定期の健康診断を実施する。（別紙参照）
- b) 本役務の実施日は契約相手方担当者との調整によるものとする。
- c) 本役務を行うために必要な器材、医薬品及び消耗品は、円滑に実施するに足りる数量を契約相手方が準備し、使用する。
- d) 胸部エックス線撮影後の読影、心電図及び血液検査の判定は契約相手方の医師が行うものとする。
- e) 健康診断の検診表と問診票は、官側及び契約相手方双方ともに用意するものとする。
- f) 緊急マニュアルを整備し、不測の事態に備えることとする。
- g) 契約相手方は役務履行に必要な人員を派遣し適正に配置すること。なお、受検者数が1日あたり120名を超える場合があることを考慮すること。

件名	定期の健康診断
h)	役務履行に伴い発生する廃棄物は適正な手続きにより、契約相手方が責任を持って処分し、その費用は契約相手方の負担とする。
i)	契約相手方は役務履行場所の現場責任者を選任し、役務履行中の安全衛生管理に留意し、事故が起こらないように十分注意した上、実施に関する現場の指揮監督等業務全般の責任を負うこと。
j)	役務履行場所の設営は契約相手方が実施することとし、実施日は官側と契約相手方と調整による。
k)	役務履行場所の設営に当たっては、受検者のプライバシーへの配慮（問診や心電図検査の場所における衝立、カーテン等の設置など）ができる限り行う。
l)	健康診断実施期間中は、契約相手方において受付責任者及び案内係を配置し、受検者への案内、誘導等を行うこと。
3	監督・検査
a)	監督及び検査は、航空自衛隊調達規則に基づき実施するものとする。
b)	本役務に関する事項において、部隊との調整が必要な場合には、監督官及び検査官（以下「監督官等」という。）と調整し実施するものとする。
c)	本役務終了後、官側が指定する監督官等が仕様書の要求事項に合致するか否かを検査する。
4	その他の指示
4. 1	役務について
4. 1. 1	一般検診
4. 1. 1. 1	身体計測
a)	実施項目は、別紙の検診番号（1）のとおりとする。
b)	測定値は小数点第1までとする。
c)	妊娠中の職員がいた場合、腹囲の測定は実施するが、結果の通知の際は、わかるように表示するものとする。
d)	視力は裸眼視力を計測するものとする。
e)	問診は、書面をもって問診とする。
4. 1. 1. 2	尿検査
a)	実施項目は、別紙の検診番号（2）のとおりとする。
b)	検査方法は検尿試験紙法とする。
4. 1. 1. 3	結核検診
a)	実施項目は、別紙の検診番号（3）のとおりとし、問診は身体計測時に行うものとする。
b)	撮影機器の種類はD R撮影とする。
c)	妊娠中の職員については、X線撮影は行わないことができる。
d)	胸部X線写真撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師を明確にするものとする。
4. 1. 1. 4	血圧測定
a)	実施項目は、別紙の検診番号（4）のとおりとする。
b)	座位で測定するものとする。

件名	定期の健康診断
----	---------

- c) 血圧の測定について、収縮期140以上、拡張期90以上の職員は2回目を測定し、測定値は2回とも記録するものとする。
4. 1. 1. 5 心電図
- a) 実施項目は、別紙の検診番号（5）のとおりとする。
 - b) 間診は、書面をもって間診とする。
 - c) 正常範囲は官側の示す基準によるものとし、細部は契約相手方と事前の打ち合わせ時に示す。
 - d) 計測した記録紙は官側に通知するものとする。
4. 1. 1. 6 血算検査
- 実施項目は、別紙の検診番号（6）のとおりとする。
4. 1. 1. 7 生化学検査
- 実施項目は、別紙の検診番号（7）のとおりとする。
4. 1. 1. 8 歯科検診
- a) 実施項目は、別紙の検診番号（8）のとおりとする。
 - b) 判定基準は、官側の示す基準によるものとし、細部は契約相手方と事前の打ち合わせ時に示す。
4. 2 結果報告
- a) 血液型以外の検査結果は、検査終了後、4週間以内に紙面3部及び電子データを作成しCD-R等で官側へ送付するものとし、様式については契約相手方と官側の調整による。
 - b) 胸部X線撮影した画像はデータをCD-R等で送付するものとする。
 - c) 検査方法、結果判定基準、健康診断結果作成方法等本業務実施に係る詳細事項において意思疎通を図るため、官側と契約相手方による打ち合わせを行う。
 - d) 契約相手方は、任意の実施計画書（実施体制、実施会場の使用方法、検診車や検診器材の搬入方法、検査及び測定の順序等を記載する。）を作成し、官側担当者に契約締結後2週間以内に提出してその承認を受けること。
 - j) 健康診断実施期間中は、契約相手方において受付責任者及び案内係を配置し、受診者への案内、誘導等を行うこと。
 - k) 採血については、能力の優れた実務経験を有する者を配置すること。
 - l) 胸部エックス線検査については、十分な経験を有する専門医による読影を行うこと。
 - m) 検査に起因し、体調不良を訴える等の不測の事態が発生した場合は、速やかに対処し、官側に報告すること。
 - n) 検査結果判明後、緊急に精密検査又は治療を必要とする異常所見が認められた受診者があった場合は、適宜の報告書及び当該異常所見に係る受検者の健康診断結果資料により速やかに官側に報告すること。
4. 2 個人情報の取扱いについて
- a) 契約相手方は、管理者の注意を持って役務を行うものとする。
 - b) 契約相手方は、個人情報の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。

件名	定期の健康診断
c)	契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
d)	契約相手方は、役務に係る個人情報を他の目的で利用してはならない。また、当該情報を第三者へ提供してはならない。
e)	契約相手方は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により官側の承認を受けなければならない。
f)	官側は、個人情報の破棄について、本役務終了後、契約相手方に確認を実施する。また、官側は、特に必要と認める場合は、契約相手方に対し、個人情報の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に契約相手方の施設等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。
5	その他の事項
5.1	春日基地内共通事項
a)	契約相手方は、春日基地において法令及び春日基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官等の指示に従わなければならない。
b)	契約相手方は、本契約の役務履行現場において、春日基地の電力及び給水を使用する場合は、事前に官側と調整の上、官側の支援を受けることができる。
c)	契約相手方は、春日基地の施設への立ち入りに関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、春日基地司令等の許可を受けるものとする。
d)	契約相手方は、春日基地内において、役務履行で必要な場所以外への立ち入りは行わない他、細部は監督官等の指示に従うものとする。
e)	契約相手方は、春日基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
f)	契約相手方は、春日基地における写真撮影について役務契約に必要な場合及び内容のみとし、監督官等の許可を得るものとする。また、写真、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後該当データを保持しないものとする。
5.2	その他
a)	この仕様書に記載されていない事項で、関係法令上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑義が生じた場合は、官側と調整のうえ指示を受けるものとする。
b)	作業に当たっては、ほかの物品や施設に損害を与えないようを行い、万が一損害を与えた場合は契約相手方の責により現状回復するものとする。
c)	役務に関し事故等が発生した場合は、契約相手方が速やかにその内容を官側に報告する。
d)	官側は、契約相手方が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

規格及び実施項目

項目	規格	検診番号	検診種別	実施項目	
1	一般検診	(1)	身体検査	問診、身長、体重、 B M I 、腹囲、視力	
		(2)	尿検査	蛋白、糖、潜血	
		(3)	結核検診	問診、胸部X線撮影、読影	検診車
		(4)	血圧測定	血圧	
2	循環器・ 肝臓検診	(5)	心電図	12誘導	
		(6)	血算検査	白血球数、赤血球、 血色素量、 ヘマトクリット、血小板	
		(7)	生化学検査	T G、H D L、L D L G L U、U A、B U N C R E、A S T、A L T γ -G T P、e G F R	
3	歯科検診	(8)	歯科検診	歯式、口腔内疾患等	

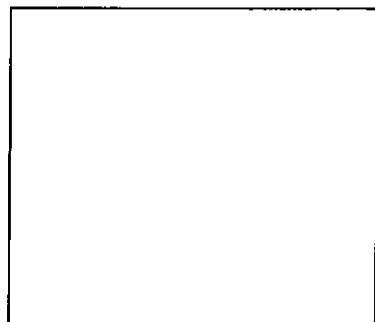
委任状

当社は、
を代理人と定め、下記の入札並びに
見積に関する一切の権限を委任します。

記

件名 定期の健康診断 外8品目

代理人使用印鑑



令和6年3月22日

契約担当官
航空自衛隊西部航空警戒管制団
会計隊長 村上 敬樹 殿

住 所

会社名

代表者名